

平成19年度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

20川監第337号

平成20年8月27日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	京子
同	岩	崎	善幸
同	宮	原	春夫

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成 19 年度 健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	8
4	将来負担比率	12

平成 19 年度 資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	20
第 2	審査の方法	20
第 3	審査の期間	20
第 4	審査の結果	20
1	地方公営企業法適用企業	22
(1)	病院事業会計	22
(2)	下水道事業会計	22
(3)	水道事業会計	23
(4)	工業用水道事業会計	23
(5)	自動車運送事業会計	24
(6)	高速鉄道事業会計	24
2	地方公営企業法非適用企業	25
(1)	卸売市場事業特別会計	25
(2)	港湾整備事業特別会計	25
(3)	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	26

(参考資料)

各比率の算定式及び用語の説明	27
----------------	----

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、特別の表示があるものを除き単位未満は切り捨ててある。
- 2 各比率はすべて百分率で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「－」……………皆無又は該当数値なし
「0」、「0.0」…該当数値はあるが、単位未満のもの
「…」……………算出不能、無関係又は不明
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

平成19年度健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成20年6月2日から同年8月15日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	40.00
実質公債費比率	16.3	25.0	35.0
将来負担比率	147.3	400.0	—

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は16.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は147.3%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

それぞれの比率の対象となる会計等は第1図のとおりである。

第1図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		公害健康被害補償事業特別会計				
		勤労者福祉共済事業特別会計				
		墓地整備事業特別会計				
		公共用地先行取得等事業特別会計				
		公債管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	資金不足比率			
		国民健康保険事業特別会計				
		老人保健医療事業特別会計				
		介護老人保健施設事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
	地方公営企業法適用企業	病院事業会計				
		下水道事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		自動車運送事業会計				
地方公営企業法非適用企業	高速鉄道事業会計					
	卸売市場事業特別会計					
	港湾整備事業特別会計					
	生田緑地ゴルフ場事業特別会計					
一 部 事 務 組 合						
土 地 開 発 公 社						
損 失 補 償 団 体						

各比率の審査結果は次のとおりである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は第1-1表のとおりである。

第1-1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	19年度
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 1,228,363
繰上充用額(a)	△ 1,507,560
支払繰延額(b)	—
事業繰越額(c)	279,197
標準財政規模(B)	305,696,602
(A/B×100)	△ 0.40
実質赤字比率	—
早期健全化基準	11.25
財政再生基準	20.00

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。繰上充用額(a)、支払繰延額(b)、事業繰越額(c)の和である実質赤字額(A)を、標準財政規模(B)で除することで算出される。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス12億2,836万円となり、実質赤字となったため算出されなかった。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

繰上充用額(a)はマイナス15億756万円、事業繰越額(c)は2億7,919万円で、支払繰延額(b)はなかった。これらの合計である実質赤字額(A)を標準財政規模(B)3,056億9,660万円で除するとマイナス0.40%となり、早期健全化基準を11.65ポイント下回った。

事業繰越額(c)は、全額母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものである。これは国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

なお、各会計間の繰入、繰出等の重複額を控除した純計による当年度の実質黒字額を会計別に示すと第1－2表のとおりであり、全体で12億2,836万円の実質黒字となっている。

第1－2表 純計による会計別実質黒字額（一般会計等）

（単位：千円）

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質黒字額(1)-(2)-(3)
一 般 会 計	527,709,440	519,669,909	6,103,625	1,935,906
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	512,192	239,290	279,197	△6,295
公害健康被害補償事業特別会計	111,263	88,148	—	23,115
勤労者福祉共済事業特別会計	103,267	101,212	—	2,055
墓地整備事業特別会計	567,867	397,099	—	170,768
公共用地先行取得等事業特別会計	4,215,633	4,979,851	132,968	△897,186
公債管理特別会計	401,181	401,181	—	—
合 計	533,620,843	525,876,690	6,515,790	1,228,363

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	19年度
連結実質赤字額((a+b)-(c+d)=A)	△ 22,785,304
実質赤字合計額(a)	—
資金不足額合計額(b)	—
実質黒字合計額(c)	2,324,602
資金剰余額合計額(d)	20,460,702
標準財政規模(B)	305,696,602
(A/B×100)	△ 7.45
連結実質赤字比率	—
早期健全化基準	16.25
財政再生基準	40.00

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。実質赤字合計額(a)と資金不足額合計額(b)の和から実質黒字合計額(c)と資金剰余額合計額(d)の和を控除した連結実質赤字額(A)を標準財政規模(B)で除することで算出される。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス227億8,530万円となり、連結実質黒字となったため算出されなかった。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

実質黒字合計額(c)は23億2,460万円、資金剰余額合計額(d)は204億6,070万円で実質赤字合計額(a)及び資金不足額合計額(b)はなかった。

連結実質赤字額(A)を標準財政規模(B)で除するとマイナス7.45%となり、早期健全化基準を23.70ポイント下回っている。

なお、公営企業に係る特別会計以外の会計の総計による会計別実質黒字額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりである。

第2-2表 総計による会計別実質黒字額

(公営企業に係る特別会計以外の会計)

(単位:千円)

会計名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質黒字額(1)-(2)-(3)
一般会計	531,346,666	524,264,889	6,103,625	978,152
競輪事業特別会計	24,647,534	24,387,647	33,974	225,913
国民健康保険事業特別会計	120,190,193	119,686,432	503,761	-
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	518,487	239,290	279,197	-
老人保健医療事業特別会計	68,315,451	68,313,714	-	1,737
公害健康被害補償事業特別会計	127,521	88,148	-	39,373
介護老人保健施設特別会計	478,293	478,293	-	-
介護保険事業特別会計	49,720,471	48,851,882	-	868,589
勤労者福祉共済事業特別会計	141,282	101,212	-	40,070
墓地整備事業特別会計	567,867	397,099	-	170,768
公共用地先行取得等事業特別会計	5,469,170	5,336,202	132,968	-
公債管理特別会計	231,053,154	231,053,154	-	-
合計(c)	1,032,576,089	1,023,197,962	7,053,525	2,324,602

第2-3表 会計別資金剰余額(公営企業会計)

地方公営企業法適用企業

(単位:千円)

会計名	流動資産等(1)	算入地方債(2)	流動負債等(3)	資金剰余額(1)-(2)-(3)
病院事業会計	6,627,057	-	4,890,415	1,736,642
下水道事業会計	12,069,224	-	11,904,652	164,572
水道事業会計	18,247,623	-	5,889,098	12,358,525
工業用水道事業会計	6,117,463	-	968,970	5,148,493
自動車運送事業会計	1,680,216	-	1,048,101	632,115
高速鉄道事業会計	83,063	-	45,683	37,380
小計				20,077,727

地方公営企業法非適用企業

会計名	歳入額(1)	算入地方債(2)	歳出額(3)	資金剰余額(1)-(2)-(3)
卸売市場事業特別会計	2,407,659	-	2,407,659	-
港湾整備事業特別会計	1,200,663	-	1,161,499	39,164
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	591,946	-	248,135	343,811
小計				382,975
合計(d)				20,460,702

3 実質公債費比率

実質公債費比率は第3-1表のとおりである。

第3-1表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

区 分	17年度	18年度	19年度
地方債の元利償還金(A)	63,033,909	67,427,182	59,228,502
地方債の準元利償還金(B)	37,635,325	44,715,795	47,026,156
地方債償還に充当される特定財源(C)	19,958,222	23,714,509	21,928,209
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)	41,828,988	42,292,331	42,548,062
標準財政規模(E)	292,842,176	301,001,217	305,696,602
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	15.49003	17.83322	15.87635
19年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	16.3		
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

19年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。単年度の実質公債費比率は、地方債の元利償還金(A)と地方債の準元利償還金(B)の和から、特定財源(C)と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)の和を控除したものを、標準財政規模(E)から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)を控除したもので除することで算出される。

過去3か年の単年度の実質公債費比率は、平成17年度が15.49003%、18年度が17.83322%、19年度が15.87635%であった。これらを平均して算出した当年度の実質公債費比率は16.3%となり、早期健全化基準である25.0%を8.7ポイント下回っている。

なお、一般会計等に係る地方債の現在高及び償還高は第3-2表のとおりである。

第3-2表 一般会計等に係る地方債の現在高及び償還高

(単位:千円)

区 分	前年度末残高	当年度発行額	当年度償還額	当年度末残高
一 般 会 計	914,463,595	52,020,000	47,664,479	918,819,116
母子寡婦福祉資金 事業特別会計	2,152,203	—	—	2,152,203
公共用地先行取得等 事業特別会計	24,106,666	415,000	3,273,416	21,248,250
合 計	940,722,464	52,435,000	50,937,895	942,219,569

各算定項目についてみると、次のとおりである。

一般会計等に係る公債費から繰上償還等を除いた地方債の元利償還金(A)は、平成 17 年度が 630 億 3,390 万円、18 年度が 674 億 2,718 万円、19 年度が 592 億 2,850 万円である。地方債の元利償還金は第 3 - 3 表のとおり算出される。

第 3 - 3 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
一般会計等に係る公債費(a)	140,824,948	159,365,515	123,380,882
繰上償還を行ったもの(b)	3,540,000	15,088,178	1,185,691
借換債を財源として償還を行ったもの(c)	69,136,000	77,352,000	57,098,000
満期一括償還地方債の元金償還金(d)	17,253,302	13,638,753	16,397,142
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(e)	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(f)	12,138,263	14,140,598	10,528,453
地方債の元利償還金 (a-b-c-d-e+f=A)	63,033,909	67,427,182	59,228,502

これまで満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、3 年据置後、市債発行額の 6% 相当額を毎年度減債基金に積み立てることになっていたが、財政事情により一部を繰り延べていたため積立不足が発生していた。平成 18 年度新規発行分から、国の通知に準拠して、据置期間を置かずに翌年度から毎年度発行額の 30 分の 1 に相当する額を積み立てている。

減債基金の積立不足の状況は第 3 - 4 表のとおりであり、減債基金積立不足を考慮して算定した額が元利償還金に加算される。

第 3 - 4 表 減債基金積立不足を考慮して算定した額

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
満期一括償還のための積立額 (ア)	39,155,000	38,247,000	46,583,000
積立を必要とする額(理論値) (イ)	99,703,760	99,710,447	106,149,907
積立不足額 (イ-ア)	60,548,760	61,463,447	59,566,907
減債基金不足率 $((1-ア/イ) \times 100) = \text{ウ}$	60.72866	61.64193	56.11584
満期一括償還地方債の実質償還額 (エ)	19,987,700	22,939,900	18,762,000
減債基金積立不足を考慮して算定した額 (ウ × エ = f)	12,138,263	14,140,598	10,528,453

(注) 満期一括償還地方債の実質償還額は、地方債に関する省令第 3 条第 1 項 A により算出される額である。

減債基金不足率は小数第 6 位を四捨五入している。

地方債の準元利償還金(B)は、平成17年度が376億3,532万円、18年度が447億1,579万円、19年度が470億2,615万円で、その内訳は第3-5表のとおりである。

第3-5表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

区 分	17年度	18年度	19年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	25,934,720	27,968,433	30,114,423
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	11,611,671	16,658,599	16,244,910
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	88,934	88,763	666,823
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—
合 計 (B)	37,635,325	44,715,795	47,026,156

地方債の準元利償還金のうち、公営企業債の元利償還の財源に充てた繰入金の会計別内訳は第3-6表のとおりである。

第3-6表 公営企業債の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

(単位:千円)

会 計 名	17年度	18年度	19年度
介護老人保健施設事業特別会計	31,215	44,465	42,556
病院事業会計	1,930,334	1,937,421	2,538,156
下水道事業会計	8,537,294	13,423,994	12,954,850
水道事業会計	420,907	249,268	134,363
工業用水道事業会計	68,694	121,328	93,647
自動車運送事業会計	73,151	98,651	99,157
高速鉄道事業会計	—	—	12,378
卸売市場事業特別会計	550,076	783,472	369,803
合 計	11,611,671	16,658,599	16,244,910

(注) 卸売市場事業特別会計は、平成18年度まで中央卸売市場事業会計であった。

地方債の償還に充てられる住宅使用料、都市計画税等の特定財源(C)は、平成17年度が199億5,822万円、18年度が237億1,450万円、19年度が219億2,820万円で、その内訳は第3-7表のとおりである。

第3-7表 地方債償還に充当される特定財源

(単位:千円)

区 分	17年度	18年度	19年度
国・県からの利子補給	—	—	—
地方債を財源とする貸付金償還金	8,322	8,321	8,322
市営住宅使用料	3,027,568	3,190,378	2,440,056
都市計画税	16,044,508	16,270,510	15,809,676
その他	877,824	4,245,300	3,670,155
合 計 (C)	19,958,222	23,714,509	21,928,209

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)は、元利償還金及び準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算定された額で、平成17年度が418億2,898万円、18年度が422億9,233万円、19年度が425億4,806万円である。

標準財政規模(E)は17年度が2,928億4,217万円、18年度が3,010億121万円、19年度が3,056億9,660万円である。

4 将来負担比率

将来負担比率は第4-1表のとおりである。

第4-1表 将来負担比率

(単位:千円、%)

区 分	19年度
将来負担額(a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,307,179,357
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	942,219,569
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	51,687,783
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	209,541,658
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)	—
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	98,120,073
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	4,983,741
連結実質赤字額(g)	—
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	626,533
充当可能基金額(B)	117,524,682
特定歳入見込額(C)	263,850,529
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)	538,028,068
標準財政規模(E)	305,696,602
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)	42,548,062
将来負担比率((A-(B+C+D))/(E-F))×100	147.3
早期健全化基準	400.0

将来負担比率は一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。当年度末一般会計等地方債現在高等(a~h)の将来負担額(A)から充当可能基金額(B)、特定歳入見込額(C)及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)を控除したものを標準財政規模(E)から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)を控除したもので除することで算出される。

当年度の将来負担比率は147.3%であり、早期健全化基準である400.0%を252.7ポイント下回っている。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

当年度末一般会計等地方債現在高は9,422億1,956万円で、会計別内訳は第4-2表のとおりである。

第4-2表 会計別当年度末一般会計等地方債現在高

(単位:千円)

会 計 名	19年度末 将来負担額
一 般 会 計	918,819,116
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	2,152,203
公共用地先行取得等事業特別会計	21,248,250
合 計 (a)	942,219,569

債務負担行為に基づく支出予定額は516億8,778万円で、算定の対象となるものは第4-3表のとおりである。主なものは公共用地の取得（土地開発公社分）に係る454億2,353万円である。

なお、将来負担額の算出に用いる債務負担行為に基づく支出予定額においては、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号に規定する経費）に係る支出予定額で、その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

第4-3表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円)

区 分	期 間	限度額	19年度末 将来負担額
公共用地の取得(土地開発公社分)	平成11年度から 平成29年度まで	114,610,000	45,423,538
川崎シンフォニーホール整備事業	平成15年度から 平成40年度まで	23,000,000	4,997,757
黒川地区小中学校新築事業費	平成18年度から 平成34年度まで	5,817,088	1,149,363
エコタウン会館譲受金	平成14年度から 平成33年度まで	188,509	117,125
合 計 (b)			51,687,783

一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額は2,095億4,165万円で、会計別内訳は第4-4表のとおりであり、その主なものは下水道事業会計1,529億3,587万円、病院事業会計481億6,772万円である。

第4-4表 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

(単位:千円)

会 計	未償還元金の残高	19年度末将来負担額
介護老人保健施設事業特別会計	725,652	470,948
病 院 事 業 会 計	61,991,924	48,167,724
下 水 道 事 業 会 計	411,117,952	152,935,878
水 道 事 業 会 計	54,163,253	2,599,836
工 業 用 水 道 事 業 会 計	9,642,051	1,041,341
自 動 車 運 送 事 業 会 計	2,703,432	451,473
高 速 鉄 道 事 業 会 計	1,737,622	1,737,622
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	4,442,487	2,136,836
合 計 (c)		209,541,658

地方債を起こした組合等は第4-5表のとおりであるが、ともに負担についての定めがなく、過去3か年度において組合等の地方債の償還に係る一般会計等の負担実績がなかったことから、組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)は算出されなかった。

第4-5表 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円)

組 合 等	19年度末将来負担額
神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合	—
神 奈 川 県 内 広 域 水 道 企 業 団	—
合 計 (d)	—

一般会計等負担見込額(e)は 981 億 2,007 万円で、勤続期間等別内訳は第 4 - 6 表のとおりである。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と川崎市職員退職手当支給条例第 5 条の 4 に定める調整額を合計したものである。

第 4 - 6 表 勤続期間別退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

(単位:人、千円)

区 分		19 年度末 将来負担額			計
		10 年未満	10 年以上 25 年未満	25 年以上	
一般職に 属する職員	勤 続 期 間				
	職 員 数	2,427	4,438	3,600	10,465
	基 本 額	2,340,182	24,758,928	65,753,638	92,852,748
	調 整 額		597,984	4,596,484	5,194,468
	支 給 計	2,340,182	25,356,912	70,350,122	98,047,216
特別職に属する職員					72,857
合 計 (e)					98,120,073

設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)は49億8,374万円で、算定の対象となる法人別内訳は第4-7表のとおりである。その主なものは川崎市まちづくり公社に係る分25億6,337万円である。

第4-7表 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

(1) 設立法人の負債額 (単位:千円)

区 分	19年度末 将来負担額
川崎市土地開発公社	—
小 計	—

(2) 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額

ア 出資法人等の債務に対する損失補償 (単位:千円)

区 分	限度額 (19年度予算)	19年度末 将来負担額
財団法人川崎市まちづくり公社	227,891,937	2,563,374
財団法人かながわ廃棄物処理事業団	借入限度額8,628,680 の元利償還金等及び 損害金の合計額の1/3	1,409,100
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	1,696,657	972,067
川崎アゼリア株式会社	15,000,000	39,200
川崎市住宅供給公社	3,000,000	—
小 計		4,983,741

イ 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償 (単位:千円)

区 分	限度額 (19年度予算)	19年度末 将来負担額
川崎市信用保証協会 (産業立地促進資金融資)	80,000	—
宅地等防災工事資金融資	14,144	—
住宅建設資金等融資	1,390,000	—
民間住宅資金融資	360,000	—
マンション共用部分リフォーム融資	750,000	—
小 計		—
合 計 (f)		4,983,741

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)は 6 億 2,653 万円であり、算定の対象となるものは第 4 - 8 表のとおりである。すべて神奈川県川崎競馬組合に係るものである。

第 4 - 8 表 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

(単位:千円)

組 合 等	19 年度末 将来負担額	将来負担額算出の理由
神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合	626,533	神奈川県川崎競馬組合同規約に基づき次のとおり負担する。 神奈川県 10/15、川崎市 5/15
神奈川県後期高齢者医療広域連合	—	連結実質赤字額相当額がなかった。
神奈川県内広域水道企業団	—	連結実質赤字額相当額がなかった。
合 計 (h)	626,533	

充当可能基金額(B)は1,175億2,468万円で、算定の対象となるものは第4-9表のとおりである。主なものは減債基金692億798万円である。

第4-9表 充当可能基金額

(単位:千円)

基金名	基金総額	19年度末
市営住宅等敷金基金	844,321	844,321
奨学事業基金	38,710	38,710
財政調整基金	1,698,300	1,698,300
勤労者福祉共済事業基金	166,968	166,968
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	67,000	67,000
公害健康被害補償事業基金	518,967	518,967
港湾整備事業基金	3,032,281	3,032,281
庁舎整備基金	4,875	4,875
老人福祉施設事業基金	38,195	38,195
減債基金	70,907,987	69,207,987
文化振興基金	326,447	326,447
緑化基金	3,583,985	3,583,985
市営住宅等修繕基金	4,014,822	4,014,822
心身障害者福祉事業基金	225,773	225,773
災害遺児等援護事業基金	208,630	208,630
国際交流基金	119,921	119,921
地域環境保全基金	400,000	400,000
長寿社会福祉振興基金	1,136,843	1,136,843
都市整備事業基金	3,099,442	3,099,442
資源再生化基金	898,405	898,405
鉄道整備事業基金	10,428,875	10,428,875
競輪施設等整備事業基金	4,002,533	4,002,533
介護保険給付費準備基金	2,959,276	2,959,276
競輪事業運営基金	2,041,915	2,041,915
土地開発基金	9,882,086	8,460,211
合計(B)	120,646,557	117,524,682

(注) 充当可能基金額に含まれるのは、基金総額のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等であり、貸付金、不動産等は含まれない。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額(C)は 2,638 億 5,052 万円であり、その内訳は第 4-10 表のとおりである。主なものは都市計画税 2,243 億 6,307 万円である。

第 4-10 表 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額

(単位:千円)

区 分	19 年度末 見込額
国 ・ 県 支 出 金 等	—
地 方 債 を 財 源 と す る 貸 付 金 償 還 金	8,522,931
市 営 住 宅 使 用 料	30,964,522
都 市 計 画 税	224,363,076
そ の 他	—
合 計 (C)	263,850,529

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)は 5,380 億 2,806 万円、標準財政規模(E)は 3,056 億 9,660 万円、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)は 425 億 4,806 万円である。

平成19年度資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、企業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成20年6月2日から同年8月15日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	19年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
水 道 事 業 会 計	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	
高 速 鉄 道 事 業 会 計	…	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

高速鉄道事業会計は資金不足が発生しなかった。また、営業開始前であることから営業収益がなかったため資金不足比率は算出不能であった。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算出される。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりである。

1 地方公営企業法適用企業

(1) 病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 1,736,642
流動負債等 (a)	4,890,415
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	6,627,057
事業規模(B)	26,775,005
(A/B×100)	△ 6.4
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

(注) 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス17億3,664万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の267億7,500万円で除するとマイナス6.4%であり、経営健全化基準を26.4ポイント下回っている。

(2) 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 164,572
流動負債等 (a)	11,904,652
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	12,069,224
事業規模(B)	37,011,490
(A/B×100)	△ 0.4
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1億6,457万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の370億1,149万円で除するとマイナス0.4%であり、経営健全化基準を20.4ポイント下回っている。

(3) 水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 12,358,525
流動負債等 (a)	5,889,098
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	18,247,623
事業規模(B)	31,458,790
(A/B×100)	△ 39.2
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 123 億 5,852 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 314 億 5,879 万円で除するとマイナス 39.2%であり、経営健全化基準を 59.2 ポイント下回っている。

(4) 工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 5,148,493
流動負債等 (a)	968,970
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	6,117,463
事業規模(B)	7,781,041
(A/B×100)	△ 66.1
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 51 億 4,849 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 77 億 8,104 万円で除するとマイナス 66.1%であり、経営健全化基準を 86.1 ポイント下回っている。

(5) 自動車運送事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 632,115
流動負債等 (a)	1,048,101
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	1,680,216
事業規模(B)	7,824,890
(A/B×100)	△ 8.0
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス6億3,211万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の78億2,489万円で除するとマイナス8.0%であり、経営健全化基準を28.0ポイント下回っている。

(6) 高速鉄道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 37,380
流動負債等 (a)	45,683
算入地方債現在高 (b)	—
流動資産等 (c)	83,063
事業規模(B)	—
(A/B×100)	…
資金不足比率	…
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス3,738万円となり、資金不足が発生せず、また営業開始前であることから営業収益がないため算出不能であった。

2 地方公営企業法非適用企業

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	—
歳出額(a)	2,407,659
算入地方債現在高(b)	—
歳入額等(c)	2,407,659
事業規模(B)	967,291
(A/B×100)	—
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の9億6,729万円で除すると0.0%であり、経営健全化基準を20.0ポイント下回っている。

(2) 港湾整備事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 39,164
歳出額(a)	1,161,499
算入地方債現在高(b)	—
歳入額等(c)	1,200,663
事業規模(B)	933,374
(A/B×100)	△ 4.1
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス3,916万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の9億3,337万円で除するとマイナス4.1%であり、経営健全化基準を24.1ポイント下回っている。

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	19 年度
資金不足額(a+b-c=A)	△ 343,811
歳出額(a)	248,135
算入地方債現在高(b)	—
歳入額等(c)	591,946
事業規模(B)	295,365
(A/B×100)	△ 116.4
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス3億4,381万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の2億9,536万円で除するとマイナス116.4%であり、経営健全化基準を136.4ポイント下回っている。

各比率の算定式及び用語の説明

1 実質赤字比率

(1) 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質赤字額} &= \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源} \end{aligned}$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額である。 算式 歳入歳出差引額－(継続費通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源)
支払繰延額	実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額である。
事業繰越額	実質上歳入不足のため事業を繰り越した額である。
標準財政規模	標準的な一般財源の規模を示すものである。地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。
翌年度に繰り越すべき財源	繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものである。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

2 連結実質赤字比率

(1) 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
実質赤字合計額	一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額である。
資金不足額合計額	公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額である。
実質黒字合計額	一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額である。
資金剰余額合計額	公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額である。

3 実質公債費比率

(1) 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

地方債の元利償還金：イからロ、ハ及びニを控除し、ホを加えた額

- イ 繰上償還を行ったもの
- ロ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ハ 満期一括償還地方債の元金償還金
- ニ 利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの
- ホ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額を加えた額

地方債の準元利償還金：へからヌまでの合計額

- へ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ト 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたものと認められるもの
- チ 組合等への負担金・補助金で組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- リ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ヌ 一時借入金の利子

(2) 用語の説明

項 目	説 明
特定財源	用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当っては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額である。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うため、資金を積み立てる目的で設けられる基金。本市では平成18年度新規発行地方債から据置期間を置かず、翌年度から毎年発行額の1/30を積み立てている。
満期一括償還地方債	償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、総務省令で定めるもの以外のもの。これに対し毎期償還をする地方債は定時償還地方債という。

4 将来負担比率

(1) 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：イからチの合計額

- イ 当年度末一般会計等地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ニ 組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- ヘ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 用語の説明

項目	説明
当年度末一般会計等地方債現在高	一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高である。
債務負担行為に基づく支出予定額	債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）に係るものである。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額である。
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額である。当該団体の職員の全員が当該年度の前年度の末日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額である。
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額である。
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である。
充当可能基金額	本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額である。
特定歳入見込額	将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額である。将来負担比率算定に当たっては、当該特定の歳入の充当先となる地方債の元金償還金等との間に相当の因果関係を持ち、かつ制度的に当該元金償還金等に充当することが制度的に予定されているものを指す。

5 資金不足比率

(1) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

資金不足額（地方公営企業法適用企業）：イとロの合計からハを控除した額

イ 流動負債等

ロ 算入地方債現在高

ハ 流動資産等

イとロの合計からハを控除した額が正である場合は、ここから解消可能資金不足額を控除する。

資金不足額（地方公営企業法非適用企業）：ニ、ホ及びへの合計

ニ 繰上充用額

ホ 支払繰延額、事業繰越額

へ 算入地方債現在高

ニ、ホ及びへの合計額が正である場合は、ここから解消可能資金不足額を控除する。

事業規模

地方公営企業法適用企業

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

地方公営企業法非適用企業

$$\text{事業規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
流動負債等	流動負債の額から控除すべき未払金等を控除した額である。
流動資産等	流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額である。
算入地方債現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。
解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額である。

6 財政健全化計画

地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣に報告しなければならない。また、財政健全化計画を定めている地方公共団体（財政健全化団体）の長は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣にその実施状況を報告しなければならない。

7 財政再生計画

地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（再生判断比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、市町村にあつては都道府県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。また、財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。

地方公共団体は、再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上であり、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていないときは、災害復旧事業等を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。

財政再生団体は、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている場合に限り、収支不足額を振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。再生振替特例債は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

8 経営健全化計画

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣に報告しなければならない。また、経営健全化計画を定めている地方公共団体（経営健全化団体）の長は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣にその実施状況を報告しなければならない。

